

令和6年度 第2回 薬事審議会 化学物質安全対策部会 家庭用品安全対策調査会	資料2-1
2025（令和7年）年2月6日	

家庭用品中の有害物質試験法の一部改正について

家庭用品中の有害物質の試験法は、「家庭用品中の有害物質試験法について」（令和4年3月28日付け薬生薬審発 0328 第5号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知。以下「試験法通知」という。）で定めている。

今般、平成29年9月28日の平成29年度第1回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会家庭用品安全対策調査会で示していた方針等に基づき、クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤、並びにクレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材に含まれるジベンゾ [a, h] アントラセン、ベンゾ [a] アントラセン及びベンゾ [a] ピレンの各試験法の見直しについて検討し、当該試験法の妥当性評価が完了したことから、試験法の見直しのため、試験法通知の一部改正を行う。

1. 試験法の見直しのポイント（改正新旧案を資料2-2に掲載）

（安全な試薬の使用）

- 現行の試験法においては、溶出溶媒として有害な試薬であるジクロロメタンを使用することとなっているが、より安全な試薬であるヘキサン、アセトン及びジエチルエーテルを用いる方法に改正する。

（分析精度の向上）

- 現行の試験法においては、前処理での精製が不十分であり、分析時に夾^{きょうざつ}雑物質による妨害や分析機器の汚染が生じることがあるため、それらを軽減させる効果的な精製法を用いる方法に改正する。

（ヘリウム不足への対応）

- ガスクロマトグラフィーのキャリアーガスとして、現行の試験法においてはヘリウムガスを使用することとなっているが、世界的なヘリウムガス不足及び価格高騰に対応するため、代替キャリアーガスとして窒素及び水素を使用可能とするための改正を行う。

2. 今後の予定

- 本調査会での議論も踏まえ、パブリックコメントを実施した後、試験法通知の一部改正を行う（令和8年4月1日施行予定）。